

令和7年度農業機械士養成研修（第2回）実施要領

1 目 的

主要農業機械（トラクタ・トラクタ用作業機・コンバイン・田植機等）の運転や取扱いに必要な基本的な知識・技能を習得する。

2 研修受講対象者

愛媛県内において農業機械の利用・管理・整備等に従事している又は従事しようとする18歳以上の者で、かつ、普通自動車運転免許を取得している者。

3 研修場所・日程

（1）実施場所：農業大学校内（研修室・農業機械研修場）及び県運転免許センター

（2）日 程：別紙「日程表」のとおり

（ただし、農業大学校及び運転免許センターの都合で日程を変更することがあります。）

4 研修内容

トラクタの運転操作技能、主要農業機械（トラクタ・トラクタ用作業機・コンバイン・田植機等）の構造・機能及び取扱い、点検・整備及び4サイクルガソリンエンジンの分解・組立、農業機械等の安全対策。

なお、職業能力開発促進法に基づき、厚生労働省が認定する「農業機械整備技能士」の国家資格を有する者は、別紙「日程表」のうち、第1部（農業機械取扱い研修）を免除する。

5 定 員

（1）20名までとする。（※定員になり次第、申し込みを締め切ります）

（2）別紙「日程表」のうち、第2部（運転免許取得研修）を①と②に分けて行うが、申込者の人数等を考慮し班分けは農業大学校が行い、本人に通知する。

6 申込みに必要な書類

（1）研修受講希望者は、受講願書（様式第6号）を令和7年12月5日（金）までに、農業大学校研修担当へ提出すること。（えひめ電子申請システムが利用できます。）

（2）受講決定後に受験申込書（様式第1号）及び運転免許証の写し（表・裏）を提出すること。

（3）第2部の運転免許取得研修は、免許証の住所が愛媛県内でなければ受講・受験できないので、住所変更手続きを済ませておくこと。

7 経 費

①コース運転練習料及び安全協会指導料：30,000円程度

②運転免許試験申請料（1回当たり2,800円）

③運転免許証交付手数料（実技試験合格時に2,350円）

④交通安全協会費（1年分が500円。ただし、免許証の有効年限によって異なる。）

8 その他

既に大型特殊自動車運転免許を所有している人は、第2部（運転免許取得研修）が免除されます。

9 注意事項

- (1) 「トラクタ運転免許取得研修」での取得免許は、大型特殊自動車免許のうち「農耕車限定」の条件が付されます。この免許で「農耕用車両」以外の大型特殊自動車車輛を運転することはできません。

なお、「トラクタ運転免許取得研修」の試験日以前に、違反や事故で処分点数に達している者は、試験に合格しても免許証の交付ができない場合があります。

また、過去に「免許の取消処分」や「免許の拒否」を受けている場合、取消処分者講習を受講していないと、免許試験は受験できません。

- (2) 受講が決定すると、「トラクタ運転免許取得研修」用として、写真（縦3 cm×横2.4 cm）が1枚必要となりますので、受講決定の連絡があった後、御準備ください。

- (3) 研修受付は農業大学校天心寮入口で行います。開講は、第1部初日の午前9時からですので、開始10分前までに受付を済ませてください。

- (4) 研修期間中の携行品

運転免許証、健康保険証、印鑑、筆記用具、機械取扱作業やトラクタ運転に適した服装・靴・手袋等。

なお、研修中の食事や防寒対策は各自で御準備願います。

- (5) 農業大学校には宿泊できません。

10 問合せ先

〒791-0112 松山市下伊台町 1553 番地

えひめ農業未来カレッジ(愛媛県立農業大学校)

研修担当 橋堀 電話：089-977-3261 FAX：089-977-5410

E-mail：hashibori-ryouta@pref.ehime.lg.jp

えひめ電子申請システムから申し込みができます。



https://apply.e-tumo.jp/pref-ehime-u/offer/offerList_detail?tempSeq=9383